

# 監事監査報告書

令和元年5月28日

学校法人 芦屋学園  
理事会 御中

監事 櫻 永 征 二

監事 芥 田 健 太 郎

学校法人芦屋学園の監事兩名は、私立学校法第37条第3項及び学校法人芦屋学園寄付行為第15条の定めに基づき、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで。以下「当期」という）の学校法人の業務及び財産の状況を監査しました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

## 記

### 1 監査方法の概要

監事兩名は、理事会、役員協議会その他の主な会議に出席するほか、理事及び法人事務局、芦屋大学をはじめ各学校関係者から事業の状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し、かつ主要な関係部署で業務及び財産の状況を調査すると共に、会計監査人（清友監査法人）から計算書類につき意見を聴き、総合的に検討した。

### 2 監査の結果

(1) 学校法人の業務に関して、法令及び寄付行為に抵触する事例は特に認められなかった。ただし、学園組織や業務運営に関しては改善又は検討すべき課題は少なからず存在している。また前期報告のとおり、29年8月に理事である法人事務局長が突然局長職を辞して他所へ転職した。当期に入っても後任者の選任が難航して30年7月に後任が決ったものの、事務方トップ不在の影響は当期のほぼ全期間に亘って及び、学園業務に多大の混乱と支障を生ぜしめた。本件の経緯から見て、同理事の所為は私立学校法40条の2に抵触する疑いもあり、敢えてここで報告する。

(2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、月次試算表など会計帳簿の記載と合致しており、かつ法令及び寄付行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況をほぼ正しく示しているものと認める。ただ、備品など動産類の資産管理は、依然として十分でなく改善が望まれる。

(3) 本法人は長年に亘り事業活動収支計算において巨額な収支差損を出し続けていたが、近年人件費を中心に経費削減に努めてきた成果が現れつつある。当期は、前期末約6億7千万円であった差損が、約3億円（経常収支差損は約3億4千万円）にまで縮小し、黒字化も遠くない状況にはなりつつある。

また次年度の資金繰りについても、当面の資金確保は出来たことが認められる一方で、固定化してきた借入債務の清算が今後の重要課題になるものと考えられる。

3 なお、監査時の現状を確認整理すると共に、監事としての所見を記した書面は、別途理事長に提出した。

以上